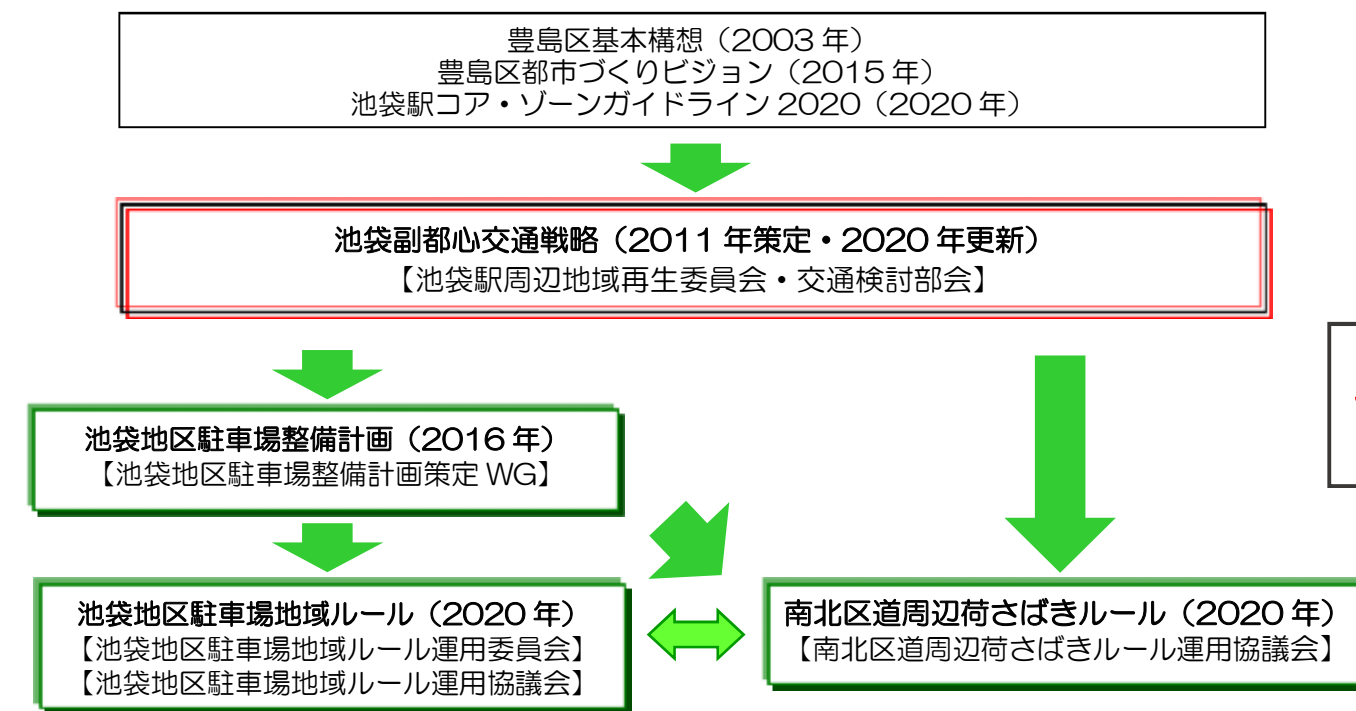


地区マネジメントの導入について

(1) 池袋地区における交通関係施策の取り組み経過及び課題

- 池袋地区では、2011年の池袋副都心交通戦略（以下、「交通戦略」という）の策定し、歩行者優先の交通環境の実現を目標に掲げました。その後、交通戦略に基づく計画及びルールとして、2016年4月に池袋地区駐車場整備計画、2020年3月に駐車場地域ルール、同年9月に荷さばきルールを策定し、これらに基づく施策を実施しています。
- 上記の施策により一定の効果が得られた一方で、法令上の根拠や対象の駐車施設が異なることから、駐車施策全体としての整合が取りづらいことが課題となっていました。
- また、依然として残る交通課題や新たなモビリティや自動運転車両等に代表される新たな交通課題への対応のためには、既存の計画やルール枠組みを超えた横断的な施策の検討が必要となっています。
- 加えて、それぞれの計画及びルールに基づく会議体が個別に設置されていることから、これらの会議体に重複して参画する委員にとっては会議出席等が負担となっており、会議体の再編による運営の効率化が求められています。（下図参照）。



※【】内は会議体名称

図 池袋地区における交通施策の関係図

現状の課題

- ① 交通戦略に基づく計画やルールは施策の対象が限定されていることから、施策全体の整合が取りづらく、横断的な施策の実施が難しい。
- ② 会議体の数が多く、参画する委員にとって負担が大きい。

(2) 総合的な駐車対策の在り方の策定と地区マネジメントの導入

- 令和4年3月末、東京都は、自動車だけでなくあらゆるモビリティを対象として地区特性を踏まえた駐車対策を講じる上での指針として「総合的な駐車対策の在り方」(以下「在り方」とする。)を策定しました。在り方では、地区特性に応じた駐車対策を、行政のみでなく地区の様々な主体が参画する組織(会議体)で検討する「地区マネジメント」の進め方が示されています。
 - 地区マネジメント組織では、地区の目指すべき将来像やその実現のための施策メニュー等を「地区マネジメントガイドライン」に定めるものとされています。これを区及び池袋地区内の駐車場管理者で共有することで、地区全体での一体的な施策展開を進めます。また、実施された施策の定期的な検証を行い、当ガイドラインの他、既存の計画及びルールに反映させて、適宜必要な改正を行います。これにより既存の計画やルールの枠組に捉われない横断的な検討が可能となります。
 - 上記を踏まえ、左記の課題を解消すべく、池袋地区に地区マネジメントを導入します。
- <池袋地区の地区マネジメントの導入の目的>
- ① 既存の計画やルールの横断的な検討体制の構築
 - ② 地区マネジメント組織での検討に応じた既存の会議体の統合・再編

